

2018年4月13日

みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザリー部

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第461号)

中国人民銀行、 電子決済サービス市場を外資に開放 国外非金融機関による参入も許可制度に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行は、2018年3月19日付で『中国人民銀行公告[2018]第7号』（以下『7号公告』という）を公布しました。『7号公告』は外資による電子決済サービス市場への参入規制を緩和し、参入の条件や当局による監督・管理の要求等を定めています。『7号公告』は発布の日より実施されています。

□ 外資による電子決済サービスへの参入が可能に

『7号公告』は、国外の非金融機関が中国国内で電子決済サービスを提供するにあたり、一定の資質および参入条件（右記図表ご参照）に合致する場合、『非金融機関支払サービス管理办法』¹（中国人民銀行令[2010]第2号公布、以下『管理办法』という）が定めた資本力、主要出資者、マネーロンダリング対策等の要件に基づき、支払業務許可証を取得し、参入することができると定めています。

また、外商投資決済サービス機構におけるコーポレート・ガバナンス、日常運営、リスク管理、資金処理、準備金の預け入れ、緊急対策等は、中国人民銀行による非銀行支払機構に関する監督・管理の要求を遵守しなければならないとしています（第4条）。

『管理办法』の関連規定について、次ページにまとめましたので、ご参照ください。

【図表】外資による電子決済サービス業務への参入条件

ビジネスの実体	中国国内において外商投資企業を設立
支払業務関連施設	安全・規範化・独立した支払業務の処理が可能な業務システム・災害復旧システムを完備
情報の保管	中国国内において収集・発生した個人情報および金融情報は中国国内にて保管

（『7号公告』などに基づき、中国アドバイザリー部作成）

¹ 『非金融機関支払サービス管理办法』（中国語原文）の詳細については、以下のリンク先をご参照ください。
⇒ <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/2845829/index.html>

支払業務許可証の申請者が備えなければならない要件 (第8条、第9条)	<ul style="list-style-type: none"> ・中国国内において法に基づき設立する有限責任公司もしくは股份有限公司であり、かつ非金融機関法人である、 ・登録資本金の最低限度額^{※1}は、支払業務の展開地域によるものとし、全国の場合1億元、省（自治区、直轄市）内の場合3,000万元とする、 ・本弁法が規定する出資者を有する、 ・5名以上の支払業務に熟知する高級管理人員を有する、 ・要求に合致するマネーロンダリング対策を有する、 ・要求に合致する支払業務施設を有する、 ・健全な組織機構、内部コントロール制度およびリスク管理対策を有する、 ・要求に合致する営業場所および安全保障対策を有する、 ・申請人およびその高級管理人員は直近3年以内に支払業務を利用した違法犯罪活動の実施もしくは違法犯罪活動のための支払業務の実施等が原因で処罰を受けたことがない。
申請者の主要出資者^{※2}が備えなければならない要件 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づき設立する有限責任公司もしくは股份有限公司である、 ・申請日までに、連続して金融機関に情報処理サポートサービスを2年以上提供、もしくは連続して電子商取引活動に情報処理サポートサービスを2年以上提供している、 ・申請日までに、連続して2年以上利益を上げている、 ・直近3年以内に支払業務を利用した違法犯罪活動の実施もしくは違法犯罪活動のための支払業務の実施等が原因で処罰を受けたことがない。

※1「登録資本金の最低限度額」とは貨幣による払込資本金を指す（『管理弁法』第9条）。

※2「主要出資者」には申請者に対し実質的な支配権を有する出資者および申請者の10%以上の持分を所有する出資者を含む（同第10条）。（『管理弁法』に基づき、中国アドバイザリーパート作成）

□ 急成長を遂げた中国の決済サービス市場

中国では2010年から支払業務許可証制度を実施しており、2013年から2017年までの間に、決済サービス機構による決済件数は371億件から3,193億件に、決済金額は18兆元から169兆元に拡大し、年平均成長率はそれぞれ71%と75%に達したと当局は記者会見（中国人民銀行公式サイトにて2018年3月21日掲載）で述べています。

また今回の外資に対する参入規制の緩和について、「公平な競争を奨励し、市場の開放を促進する」「リスクを防ぎ、情報の安全を保障する」「合理的に導き、規範化された発展を堅持する」という基本原則のもと、内資・外資を同等に扱うことで統一された参入基準の制定および監督・管理制度の構築を実現するとしています。電子決済サービス市場にイノベーションと公平な競争環境をもたらすことで、産業構造をさらに最適化し、決済サービス機構のサービス水準向上、中国の決済サービス市場のさらなる開放および革新的産業転換に寄与する、との見方を示しています。

*

『7号公告』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および4ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリーパート】

(日本語仮訳)

中国人民銀行公告[2018]第7号

支払サービス市場の全面的に開放した新たな枠組みの形成を推進するため、國務院による批准を経て、『中華人民共和国中国人民銀行法』および『非金融機関支払サービス管理弁法』（中国人民銀行令[2010]第2号発布）に基づき、ここに外商投資支払サービス機構に関する事項を以下のように公告する。

- 第1条** 国外機構が中華人民共和国の国内主体による国内取引およびクロスボーダー取引に電子支払サービスの提供を予定する場合、中華人民共和国国内において外商投資企業を設立し、『非金融機関支払サービス管理弁法』が規定する条件およびプロセスに基づき、支払業務許可証を取得しなければならない。
- 第2条** 外商投資支払機構は中華人民共和国国内において安全で、規範化され、独立して支払業務の処理を完成することができる業務システムおよび災害復旧システムを有さなければならない。
- 第3条** 外商投資支払機構は中華人民共和国国内において収集・発生した個人情報および金融情報の保管、処理および分析は国内において行わなければならない。クロスボーダー業務を処理するために国外に伝送しなければならない場合、法律・行政法規および関連監督・管理部門の規定に合致しなければならず、国外主体は相応の情報守秘義務を履行し、合わせて個人情報の主体による同意を経ることを要求する。
- 第4条** 外商投資支払機構におけるコーポレート・ガバナンス、日常運営、リスク管理、資金処理、準備金の預け入れ、緊急対策等は、中国人民銀行による非銀行支払機構に関する監督・管理の要求を遵守しなければならない。

中国人民銀行

2018年3月19日

(中国語原文)

中国人民银行公告〔2018〕第7号

为推动形成支付服务市场全面开放新格局，经国务院批准，根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《非金融机构支付服务管理办法》（中国人民银行令〔2010〕第2号发布），现将外商投资支付机构有关事宜公告如下：

- 第一条** 境外机构拟为中华人民共和国境内主体的境内交易和跨境交易提供电子支付服务的，应当在中华人民共和国境内设立外商投资企业，根据《非金融机构支付服务管理办法》规定的条件和程序取得支付业务许可证。
- 第二条** 外商投资支付机构应当在中华人民共和国境内拥有安全、规范、能够独立完成支付业务处理的业务系统和灾备系统。
- 第三条** 外商投资支付机构在中华人民共和国境内收集和产生的个人信息和金融信息的存储、处理和分析应当在境内进行。为处理跨境业务必须向境外传输的，应当符合法律、行政法规和相关监管部门的规定，要求境外主体履行相应的信息保密义务，并经个人信息主体同意。
- 第四条** 外商投资支付机构的公司治理、日常运营、风险管理、资金处理、备付金交存、应急安排等应当遵守中国人民银行关于非银行支付机构的监管要求。

中国人民银行
2018年3月19日

【ご注意】

- 法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
- 秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
- 著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
- 免責**：
 - 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいつさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
- 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。